

愛媛県野生動植物の多様性の保全を図るための基本的な方針 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○愛媛県野生動植物の多様性の保全を図るための基本的な方針</p> <p>第3 特定希少野生動植物の選定に関する基本的な事項</p> <p>1 特定希少野生動植物の選定方針</p> <p>特定希少野生動植物は、本県における生息又は生育の状況に照らして人為的な影響により存続に支障を来す事情が生じていると判断される種（亜種又は変種がある種にあっては、その亜種又は変種とする。以下同じ。）で、次のいずれかに該当するものを選定する。</p> <p>(1) 種の存続に支障を来す程度に個体数が著しく少ないか、又は著しく減少しつつあり、その存続に支障を来す事情がある種</p> <p>(2) その個体の生息地等が著しく消滅しつつあることにより、その存続に支障を来す事情がある種</p> <p>(3) その個体の生息又は生育の環境が著しく悪化しつつあることにより、その存続に支障を来す事情がある種</p> <p>(4) 過度の捕獲又は採取その他の事情により、その存続に支障を来す事情がある種</p> <p>(5) 外来生物による捕食、生態的競争等の影響により、その存続に支障を来す事情がある種</p> <p>(6) 他種からの食害等の影響により、その存続に支障を来す事情がある種</p> <p>2 選定に当たっての留意事項</p> <p>特定希少野生動植物の選定に当たっては、次の事情に留意する</p>	<p>○愛媛県野生動植物の多様性の保全を図るための基本的な方針</p> <p>第3 特定希少野生動植物の選定に関する基本的な事項</p> <p>1 特定希少野生動植物の選定方針</p> <p>特定希少野生動植物は、本県における生息又は生育の状況に照らして人為的な影響により存続に支障を来す事情が生じていると判断される種（亜種又は変種がある種にあっては、その亜種又は変種とする。以下同じ。）で、次のいずれかに該当するものを選定する。</p> <p>(1) 種の存続に支障を来す程度に個体数が著しく少ないか、又は著しく減少しつつあり、その存続に支障を来す事情がある種</p> <p>(2) その個体の生息地等が著しく消滅しつつあることにより、その存続に支障を来す事情がある種</p> <p>(3) その個体の生息又は生育の環境が著しく悪化しつつあることにより、その存続に支障を来す事情がある種</p> <p>(4) 過度の捕獲又は採取その他の事情により、その存続に支障を来す事情がある種</p> <p>(5) 外来生物による捕食、生態的競争等の影響により、その存続に支障を来す事情がある種</p> <p>(6) 他種からの食害等の影響により、その存続に支障を来す事情がある種</p> <p>2 選定に当たっての留意事項</p> <p>特定希少野生動植物の選定に当たっては、次の事情に留意する</p>

改正後	改正前
<p>ものとする。</p> <p>(1) 外来生物及び従来から本県にごくまれにしか渡来し又は回遊しない種は、選定しないこと。</p> <p>(2) 個体としての識別が容易な大きさ及び形態を有する種を選定すること。</p> <p>(3) 県内において保護活動が現に行われ若しくは行われようとしている種又は捕獲等の対象となりやすい種など、規制措置により効果的に保護対策が図られる種を選定すること。</p> <p>(4) 国内における主要な生息地等が県内に存し、本県におけるその種の絶滅又は衰退が国内におけるその種の絶滅又は衰退となるなど、本県の自然環境の特性を象徴するような種を優先的に選定すること。</p> <p>(5) 他法令により既に個体の保護がなされている種については、特定希少野生動植物保護区の指定<u>若しくは</u>保護管理事業の実施により更に保護の効果が高まるもの、<u>又は存続に支障を来すおそれがあると認めるもの</u>を選定すること。</p>	<p>ものとする。</p> <p>(1) 外来生物及び従来から本県にごくまれにしか渡来し又は回遊しない種は、選定しないこと。</p> <p>(2) 個体としての識別が容易な大きさ及び形態を有する種を選定すること。</p> <p>(3) 県内において保護活動が現に行われ若しくは行われようとしている種又は捕獲等の対象となりやすい種など、規制措置により効果的に保護対策が図られる種を選定すること。</p> <p>(4) 国内における主要な生息地等が県内に存し、本県におけるその種の絶滅又は衰退が国内におけるその種の絶滅又は衰退となるなど、本県の自然環境の特性を象徴するような種を優先的に選定すること。</p> <p>(5) 他法令により既に個体の保護がなされている種については、特定希少野生動植物保護区の指定<u>又は</u>保護管理事業の実施により更に保護の効果が高まるもの_____を_____を選定すること。</p>